

# 事業評価シート

担当課・室長：廃棄物対策課

事業名	地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	<p>地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のためには、法の趣旨の理解を深めることが重要であるため、平成12年の廃棄物処理法及び浄化槽法の改正の趣旨についての的確な情報提供を行い、法の施行の徹底を図る。</p> <p>地方公共団体の施策の策定は廃棄物処理法の処分基準等にしながら行われるが、本事業では爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を特別管理産業廃棄物として指定し、廃棄物の適正な処分を確保するために廃棄物処理法に基づく処理基準を設定し、又は見直していく。</p> <p>また、産業廃棄物の適正処理の確保のためには地方公共団体間や地方公共団体と国との間の情報伝達を円滑かつ迅速に行うことが重要であり、そのための産業廃棄物に係る行政情報の管理システムの構築・運営を行う。</p> <p>さらに、産業廃棄物の処理を適正かつ効果的に行うため、公共の関与による処理施設の整備が必要であり、このため、廃棄物処理センター制度の要件緩和とモデル的整備事業による財政支援を実施するとともに、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく特定施設についても認定要件を緩和し、施設整備に日本政策投資銀行のNTT-Cタイプの無利子又は低利子融資の措置を講ずる。</p>
2 進捗状況	<p>改正廃棄物処理法は、本年4月1日から完全施行されたところであり、現時点においてその効果を明確に評価することは困難であるが、今回の改正は排出事業者の自己責任を徹底し、安かろう悪かろうの処理から適正かつ確実な処理への転換を図り、市場の中で優良な処理業者が優位に立つ構造改革を実現するもので、これにより廃棄物の適正処理が確保されるようになると考えられ、改正法が円滑に施行されるよう、地方公共団体に対して助言、情報提供を行っていくことが必要である。</p> <p>改正法施行後、都道府県においては、法の趣旨に従って、違反行為を行った処理業者等に対して業の許可の取消し及び措置命令等の行政処分を積極的に行っており、徐々に効果が現れてくるものと思われる。</p> <p>改正浄化槽法の施行に当たり、合併処理浄化槽の設置事業を行うとともに、関係省とも連携して法改正の趣旨の徹底を図っている。</p> <p>平成3年の廃棄物処理法改正で特別管理産業廃棄物の制度が導入されて以来、順次、有害物質を含む廃棄物として特別管理産業廃棄物として追加し、処分基準が変更されてきている。</p> <p>産業廃棄物に係る行政情報の管理システムについては、従来厚生省において整備されていた基礎的なネットワークを環境省に移管して運用を開始するとともに、当該ネットワークを基礎としてより高度な産業廃棄物情報管理システムを構築するため、具体的な方策について検討を行っているところ。</p>

	<p>産業廃棄物の処理を適正かつ効果的に行うためには、公共の関与による処理施設の整備が必要であり、現在までに、廃棄物処理センターについては、12件を指定し、また、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づく特定施設に7件を認定している。</p>
<p>3 評価</p>	<p>改正廃棄物処理法は、本年4月1日から完全施行されたところであり、現時点においてその効果を明確に評価することは困難であるが、今回の改正は排出事業者の自己責任を徹底し、安かろう悪かろうの処理から適正かつ確実な処理への転換を図り、市場の中で優良な処理業者が優位に立つ構造改革を実現するもので、これにより廃棄物の適正処理が確保されるようになると考えられ、改正法が円滑に施行されるよう、地方公共団体に対して助言、情報提供を行っていくことが必要である。改正法施行後、都道府県においては、法の趣旨に従って、違反行為を行った処理業者等に対して業の許可の取消し及び措置命令等の行政処分を積極的に行っており、徐々に効果が現れてくるものと思われる。</p> <p>POPs条約、PRTR法等新たな化学物質対策が実施に移されてきていることから、これらに的確に対応した総合的な有害廃棄物管理方を講じていく必要がある。</p> <p>また、単独浄化槽の新設をなくしていくための取組は実績を上げており、今後ともその徹底・定着を図ることが重要である。既設の単独処理浄化槽の転換についても地方公共団体と連携し、推進することが重要である。</p> <p>産業廃棄物情報管理システムの整備により、産業廃棄物に係る情報の管理が効率的に行われ、地方公共団体による事業者への適切な指導や都道府県廃棄物処理計画の策定等に資することから、こうしたシステムを整備することが必要である。</p> <p>産業廃棄物の適正処理に必要な施設の整備が行われない場合は、生活環境の保全に支障が生じるほか、経済活動の維持にも影響する懸念が高く、公共関与による施設整備を促進しているところであり、今後も、地方公共団体における施設整備の支援の拡充等、一層の対策を講じる必要がある。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設整備費補助</li> <li>・廃棄物処理施設整備費補助（合併処理浄化槽分）</li> <li>・廃棄物処理施設整備事業調査</li> <li>・改正廃棄物処理法円滑施行推進費</li> <li>・産業廃棄物情報管理システム構築事業費</li> <li>・廃棄物処理技術情報提供システム開発費</li> <li>・廃棄物処理事業災害対策費</li> <li>・廃棄物再生利用等推進事業費</li> </ul>
<p>5 対応副施策等</p>	